

相続税改革の重要性

田 中 勝 正

Importance for Reform of Japanese Inheritance Tax

TANAKA Katsumasa

目 次

1. はじめに
2. 相続税の沿革と現状
3. 課税根拠と課税方式
4. 相続財産の評価
5. おわりに

Abstract

The inheritance tax has three functions. Its first function is avoiding the concentration of the wealth, redistributing the wealth to the inheritor. The second is clearing off the accumulated fortune by the privilege on the tax system which the inheritors gained in life. The third is to socialize the succession of the property. Excluding the concentration of the wealth is the most important function of the inheritance tax.

By the way, in the society of the declining birthrate and the growing proportion of elderly people, the fortune tends to concentrate in the household of elderly people. Additionally, even in the household of elderly people, the disparity between the household of the higher income and fortune and the one to the contrary is enlarging. In such a present situation, as the inheritance tax per person in the coming generation is expected to increase, it is necessary that we think of the inheritance tax corresponding to the times.

In this article, we examine the taxation form, the relation between the civil law and the inheritance tax law and the appreciation of the inherited fortune from the point of view of the inheritance tax reform in the future.

キーワード：抜本的改革、集中化、清算、排除

Keywords : Sweeping Reforms, Centralization, Clearing, Exclusion

はじめに

相続税は1905年に創設され、徴収上の便宜から遺産税方式を採ってきたが、1948年の家督相続に基づく相続税制の改正により、家督制度を廃止し、贈与税の創設、申告納税制度の採用などの抜本的な改正が行われた。

わが国において「抜本的税制改革」の必要性が継続的に叫ばれているが、何をもって「抜本的」な改革なのか必ずしも明確ではない。特に、近年では消費税の税率に関心が集中しているほか、金融所得課税一体化の議論や法人税の実行税率の見直しといった個々の税目について、各方面からの意見が出されている感じがする。

相続税は、人の死亡により被相続人から相続人に移転する財産を対象として課税する直接税である。また、相続により相続人にもたらされる財産の移転により生ずる担税力の増加に課税根拠を求めている。

相続税には3つの機能がある。第1は、遺産取得者である相続人に富の再分配を図り、富の集中を排除することである。第2は、所得税の補完税として、被相続人が生存中に受けた税制上の特典等により蓄積した財産を清算することである。第3は、社会保障の充実により、次世代に承継する資産が減少しない分について、資産引継ぎの社会化を図ることである。この3つの中でも特に、富の集中排除が重要な機能となっている。

ところで、現在進行中の少子高齢化社会では、高齢世帯に資産が偏っている傾向が強くなりつつ、さらに高齢世帯においても、高収入かつ高資産の世帯とそうでない世帯との格差が広がってきている現状である。相続税の富の再分配を目的としていることに従うと、このような現状は、将来世代においても1人あたりの相続税が増大することになるので、時代に合う相続税の形を考える必要がある。このような点を踏まえて、今後の相続税改革の重要性について、課税根拠と課税方式、民法と相続税法の関係、相続財産の評価等から検討していくことにする。

2. 相続税の沿革と現状

現代の相続税を検討する前に、戦後の日本の相続税沿革、その改正を迫った背景を中心に検討していくことにする。

わが国の相続税は、1905年に日露戦争の戦費調達を課税目的として創設し、徴収上の便宜から遺産税方式が採用された。その後、課税目的が富の集中排除に推移し、税率は徐々に引き上げられ、1944年に直系卑属の場合、家督相続では1.3%から44%まで、遺産相続

では2.6%から60%までに引き上げられた。

戦後の相続税に関する主な改正の1つは、1948年であった。それは、戦前の家督相続に基づく相続税制の改正で、家督制度を廃止するなどの抜本的な改正が行われた。当時の税制改正の1つに民主化¹があげられるが、この改革もそれを受け継いだものである。また、生前対策として、贈与税を創設したことにより税の公平性を高めたといえる。

1949年には、いわゆるシャープ勧告に基づく改正が行われ、課税方式は「遺産税方式から遺産取得税方式」に変更され、それまで独立していた贈与税を統合したものであった。相続や贈与によって一生涯に取得する財産を、累積的に課税する生涯累積取得税方式が採用され、税率は25%から90%までの14段階であった。しかし、富の分配²と公平な負担を目指したシャープ相続の考えは、1953年の生涯累積取得税方式の廃止、相続・贈与の分離課税への変更により、大きく崩れることになった。

その理由としては、徴税上の難点³が困難であると指摘されているが、その他の理由として、相続税制を遺産税方式から遺産取得税方式に改めたことにより、中小農民にとって遺産分割が困難になり負担過重となったことなどがあげられる。

表1 シャープ勧告と勧告前の比較

シャープ勧告	勧告前（1944年）
贈与税：受贈者取得課税方式	贈与税：なし (原則非課税：相続開始前1年以内の贈与財産のみ相続税の課税価格に加算)
相続税と贈与税を統合した生涯累積課税	相続税：相続の発生都度課税する (家督相続を優遇する)
税率を一本化し、高度累進税率（10%～90%）	被相続人との血族関係による差別税率 (家督相続：第1種1.3%～44%) (遺産相続：第1種2.6%～60%)
相続税：遺産取得税方式	相続税：遺産税方式
諸子は均等に相続権を有する 配偶者は常に相続権を有する	家督相続以外の者は、相続請求権がない

出所：筆者作成

ここで、シャープ勧告における租税制度（概観）の掲げる目標について、次の点を表明している⁴。

- ①経済9原則に表された政策に即応し経済の安定に資すること。
- ②僅かな変更を除き、ここ数年間変更を要しない安定した税制を日本に作ること。

¹ 佐藤進・宮島洋『戦後税制史（増補）』税務経理協会、1983年4頁。

² 富の分配に関して、シャープ税制では所得税補完の意味合いが強いが、富裕税の導入も計られている。

³ 累積課税を維持するために必要な、記録の長期保存とその照合が困難であったといわれている。

⁴ 大蔵省財政史室・前掲注（2）『昭和財政史』東洋経済新報社、441頁。

- ③現行制度に存在する大なる不公平を除去すること。
- ④地方自治を強化する既存の政策に財政的支持を与えること。
- ⑤税務行政を改善し、税法の強力なる執行を促進する為になされつつある努力に便宜を与えること。

さらに、勧告書序文において次のように述べている。

「ここにわれわれが勧告しているのは、租税制度であっても、相互に関連のない多くの別個の措置ではない。一切の重要な勧告事項及び細かい勧告事項の多くは、相互に関連を持っている。もし重要な勧告事項の一部が排除されるとすれば、他の部分は、その結果価値を減じ、場合によっては有害のものとなろう。したがって、われわれは、勧告の一部のみを取り入れることに伴う結果については責任を負わない。」⁵

このように、勧告は個々の税目ごとの複数の制度ではなく、全体を通してひとつの制度で捕らえるべきものであるため、シャープ勧告における理念を確認するうえで、主要な税目の制度設計を通した多角的な視点を要するものである。

次に、1965年の不況の影響が深刻さを増した翌年1966年の相続税改正は、基礎控除や課税階層の大幅な引き上げにより、中資産階層の育成や所得税減税などと併せて景気回復を狙ったものであった。

1975年の改正では、地価の上昇などが負担増加につながっているとの考えから、定額控除600万円から2,000万円へと引き上げ、農地相続者に対する納税猶予制度が創設されたが、これらはインフレによる負担調整以上の改正であると言われている。

その後、税制に大きな影響を及ぼした1988年の抜本改正、1992年と1994年の改正なども基本的には上記の延長線上に沿うものであり、土地の高騰を背景に、次のように税負担が大幅に軽減された。

- ①基礎控除の定額控除が2,000万円から5,000万円に、法定相続人数比例控除が400万円から1,000万円に引き上げられた。
- ②最高税率が75%から70%に引き下げられ、税率が適用される課税価格が5億円超から20億円超に引き上げられた。また、課税価格も14段階から9段階にフラット化された。
- ③配偶者に対する税額軽減が、「配偶者の法定相続分又は1億6,000万円のいずれか大きい金額に対応する税額まで控除」に引き上げられた。

また、2002年に政府税制調査会は基本方針を出し、「相続税・贈与税の一体化措置」の検討を開始し、2003年度税制改正において、下記のように改正された。

- ①相続時精算課税制度の創設

⁵ 日本税理士会連合会編『シャープ使節団日本税制報告書』日本税理士会連合会出版局、序文1頁。

- ②相続税の税率構造の改正
- ③贈与税の
- ④住宅取得資金等にかかる相続時精算課税制度の特例の創設

表2 2003年度税制改正後の贈与税・相続税の概要

税率	贈与税		相続税
	相続税と一体方式 一律20%	相続税と非一体方式 最高50%、6段階の累進税率	最高税率50%、 6段階の累進税率
非課税枠	2,500万円 (住宅取得資金3,500万円) *非課税枠内でも申告必要	現行と同じ年110万円（住宅取得資金550万円） *年110万円の非課税枠は申告不要	現行同じ5,000万円と相続人1人につき1,000万円を加えた額

出所：筆者作成

戦後の相続税改革で大きな変化の基本になったのは、シャープ勧告に基づく相続税制の導入とその廃止である。なぜなら、その後の相続税改革は、景気や他の税との調整に対応したものであり、相続税改革に大きな変化を与えるものではないと言える。

また、シャープは「Public Finance」⁶において、相続税に対する理念について次のように述べている。所得税はその課税所得に贈与や相続を含めてこなかったため、強力な平均化措置をもたない所得税法は、贈与・相続による課税所得の一時的な増加を扱う機能が十分ではない。その為、相続税額は下記のことによって異なると社会全体で考えられている。

- ①その移転が、どの程度真の意味で「意外な利益」であるかどうか
- ②その移転により、どの程度社会的に受け入れられないような一個人（あるいは一家族）へ「財産の集中」が招来されるか
- ③毎年の純財産税に代替するものとして、このような税を採用したいという願望はあるか

そこで、これらの目的に対する重点の置き方によって、遺産税か遺産取得税かの選択や生前贈与に対する方法が決定されるのである。シャープの租税理念及び相続税概念の特徴として、次のことが挙げられる。第一に、財産の承継は富の蓄積をもたらす最大の要因であって、数世代にわたって継承されるべきでない。その上で、包括的（総合）所得税においてもなお、強力な平均化措置の機能は弱く、別途に税を設けて、相続税・贈与税によってこれを補う必要がある。第二に、相続税の目的の1つは意外な利益に対する課税であるが、この基準を血族関係に求めることは合理的ではない。第三に、次の世代に財産が集中

⁶ 塩崎潤『財政学2巻』有斐閣、1973年526～527頁。

するのを回避するために、相続税と贈与税を一本化した累積額による遺産税であるが、さらに効果的にするには、すべての者から受けた取得財産を課税ベースとすること、である。

最後に、富の集中を真に打ち破る課税状態には、リニャノが『自由経済学説に一致する社会主義』（1901年）で提唱している世代間累進課税⁷がある。

次に、2009年度の『国税庁統計年報書』より、相続税の概要についてみることにする。

1. 2009年分の相続人数は、13万4,493人（前年13万9,695人）、被相続人は4万6,439人（同4万8,016人）で、前年に比べて相続人は5,202人（伸び率△3.7%）減少し、被相続人は1,577人（同△3.3%）減少している。
2. 相続税の種類別所得財産額の合計は、11兆593億円であるが、取得財産価格を種類別に見ると、土地5兆4,938億円（構成比49.7%）、現金・預貯金等2兆4,682億円（同22.3%）、有価証券1兆3,307億円（同12.0%）、その他の財産1兆975億円（同9.9%）となっている。
3. 負担階級別の各件数を見てみると、件数が一番多いのは1億円超2億円以下の21,783人（構成比46.9%）である。また、高い課税価格階級である10億円超20億円以下で639人（1.4%）となっている。さらに、5億円超から最高税率適用者までの階級上位の人が相続税を多く支払っているかが分かる（表4）。

また、贈与税の概要についてもみることにする。第一に、2009年中の贈与を受けた者は31万944人（前年32万5,060人）で、前年に比べて14,116人（伸び率△4.3%）減少している。その贈与税の取得財産価格は1兆6,299億円（前年1兆7,581億円）、納付税額は1,018億円（同1,039億円）で、前年に比べて取得財産額は1,282億円（伸び率△7.3%）、納付税額は21億円（同△2.1%）減少している。第二に、贈与税の取得財産価格を種類別にみると、暦年課税分は土地2,630億円（構成比33.1%）、現金預貯金等2,651億円（同33.3%）、有価証券1,684億円（同21.2%）、相続時精算課税分は土地2,560億円（同30.7%）、現金預貯金等4,241億円（同50.8%）、有価証券944億円となっている。

*土地とは、田、畑、宅地、山林、その他の土地を合計したものである。

⁷ 相続財産は相続を重ねるごとに累進的に課税され、3度目の相続ですべて国有化することを目的とするもので、1度目は遺産の3分の1に、2度目は3分の2に、3度目は100%の税率で課税する制度である。

表3 相続人数・課税価格・納付税額・被相続人数（人/%）

区 分	相続人数		課税価格		納付税額		被相続人数	
	人数	伸び率	人数	伸び率	人数	伸び率	人数	伸び率
2004年分	131,279	△2.0	98,618	△4.8	10,651	△5.4	43,488	△2.1
2005	135,803	3.4	101,953	3.4	11,567	8.6	45,152	3.8
2006	134,722	△0.8	104,056	2.1	12,234	5.8	45,177	0.1
2007	137,957	2.4	106,557	2.4	12,666	3.5	46,820	3.6
2008	139,695	1.3	107,482	0.9	12,517	△1.2	48,016	2.6
2009	134,493	△3.7	101,230	△5.8	11,632	△7.1	46,439	△3.3

出所：2009年度『国税庁統計年報書』より筆者作成

表4 相続税の課税価格階級別課税状況等（2009年分）

課税価格階級	被相続人数（人）	課税価格（百万円）	納付税額（百万円）	法定相続人数（人）
1億円以下	10,750	901,125	13,135	24,658
1億円超	21,783	3,033,572	126,282	70,586
2億円超	6,601	1,592,635	134,623	23,277
3億円超	4,280	1,622,784	217,524	15,627
5億円超	1,369	800,446	137,521	5,135
7億円超	842	697,495	145,394	3,144
10億円超	639	858,821	207,920	2,435
20億円超	174	600,128	179,389	685
合 計	46,438	10,107,248	1,161,788	145,547

出所：2009年度『国税庁統計年報書』より筆者作成

3. 課税根拠と課税方式

日本の相続税制度は、戦前、遺産に課税する遺産税方式を採ってきたが、その制度とは、遺産に課税する制度で、遺産が大きければそれだけ相続税も増加し、相続人が実際にいくら相続したかには関係がない制度であった。戦後、日本の税制の基礎を築いたシャウプ勧告は、この遺産税方式を「遺産取得税」方式に切り替えたのである。

遺産取得税方式は遺産の額に関係なく、各相続人がどれだけ相続財産を取得したかに応じて相続税額を負担する制度である。この制度は、遺産額ではなく、実際に相続によって取得した相続財産が課税対象になるので、同じ遺産額でも相続人の一人がすべて単独相続すると、超過累進税率の影響で相続税負担が重くなり、相続人が平等で均等に分ければ、各自の相続税額が低くなり、相続人の負担合計額も軽くなるのである。子供の相続分は平等とされた戦後の民法改正を、税制面からも支える制度であったと言える⁸。

⁸ 三木義一『日本の税金』岩波書店、2003年。

しかし、現実にはまだこの制度を受け入れられる状態ではなかった。特に、農家の相続では、農業経営を維持していくためには長男に単独相続させることが必要であった。そうすると相続税負担が重くなる。その為、相続税負担を逃れようと、平等に遺産分割したように仮装することも横行した。税務行政が、そうした遺産分割の実態を適正に調査できる状態にはなかった。

(1) 相続税・贈与税の基本的な仕組み

相続税は、相続、遺贈（遺言による贈与）又は死因贈与（贈与者の死亡により効力を生じる贈与）により財産を取得した者に対して、その財産の取得の時における時価を課税価格として課される税である。相続税を課税する根拠については、遺産税方式を採るか遺産取得税方式を採るかにより位置づけは若干異なるが、基本的には、遺産の取得（無償の財産取得）に担税力を見出して課税するもので、所得の稼得に対して課される個人所得課税を補完するものと考えられる。その際、累進税率を適用することにより、富の再分配を図るという役割を果たしている。

これに対し、個人から贈与（遺贈、死因贈与以外）により財産を取得した者に対しては、その取得財産の価格を課税価格として、贈与税（法人からの贈与は所得税）が課される。贈与税は、相続課税の存在を前提に、生前贈与による相続課税の回避を防止するという意味で、相続税を補完するという役割を果たしている。

そこで、1957年末に税務調査会が答申を出し、遺産取得税方式を基礎としつつも、農家に配慮して、単独相続が不利にならないように遺産税的要素を加味した現行の課税方式を導入したのである。その結果、本来は相続によって取得した金額によって税負担が決まるはずのものが、相続税額が同じでも全体の遺産額によって相続税額が異なる制度となり、複雑な制度となってしまった。現行方式による相続税計算の流れを見ておくことにする。

なお、2009年度改正において、課税方式を遺産取得税方式に改めることが検討されたが、さらに議論を深める必要があると考えられた結果、課税方式の変更は行われなかった。

(2) 基礎控除及び課税状況

相続税は、被相続人の遺産額が一定の金額に達しなければ課税されないが、この金額は相続税の課税最低限である遺産に係る基礎控除額で、5,000万円に法定相続人1人につき1,000万円を加算した金額である。

相続税の基礎控除額は、1988年12月の抜本改革において、1975年以後の個人財産の増加及び地価の上昇、更には一般的な物価水準の上昇などが考慮され、定額控除が2,000万円

から4,000万円に、法定相続人比例控除が400万円から800万円にそれぞれ引き上げられた。その後、土地の相続税評価の適正化（1992年から実施）に伴い、定額控除が4,800万円に、法定相続人比例控除が950万円にそれぞれ引き上げられた。

さらに、1994年度の税制改正により、制度の簡明化の観点から定額控除が5,000万円に、法定相続人比例控除が1,000万円にそれぞれ引き上げられた。こうした引き上げにより、1987年には7.9%となっていた死亡者に占める課税被相続人の割合が、2007年では、4.2%にまで低下している。

贈与税の基礎控除額は、1958年には20万円、1964年には40万円、1975年には60万円、2001年以降110万円とされている。

(3) 相続税額の計算

相続税額の計算は、課税価格の合計額の計算、課税遺産額の計算、相続税の総額の計算、各人の算出税額の計算及び各人の納付税額の計算の5段階に分けて考えることができる。

- ①課税価格の合計額の計算…遺産総額から非課税財産を控除した上、財産の取得者ごとにその負担する被相続人の債務、葬式費用を差し引き、これに相続開始前3年以内の贈与財産を加算して各人の課税価格を算出し、それらを合計する。この課税価格の合計額が遺産に係る基礎控除額以下であれば、相続税の申告・納付は必要なしとなる。
- ②課税遺産額の計算…課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を差し引いて課税遺産額を求める。
- ③相続税額の総額の計算…課税遺産額を各法定相続人がそれぞれの法定相続分に従って取得したものと仮定して場合の各人ごとの取得額に、それぞれ税率を適用して仮の税額を算出し、それらを合計して相続税の総額を求める。
- ④各人の算出税額の計算…相続税の総額を、課税価格の合計額に占める各人の課税価格の割合で按分して各人の算出税額を求める。
- ⑤各人の納付税額の計算…各人の算出税額から配偶者の税額軽減などの税額控除等を行って各人の納付税額を求める。

なお、相続税の申告期限までに相続財産の一部又は全部が分割されていない場合、その未分割財産については法定相続分の割合により財産を取得したものと計算を行うこととされている。ただし、この場合、申告期限後一定の期間内（原則3年）以内に相続財産の分割が行われない限り、配偶者の税額軽減を受けることができないことに留意する必要がある。

仮に、長男が単独で相続しても、長男1人が納税義務を追うだけで、相続税の総額は変

ならず、単独相続でも不利にならないように配慮されている。前述のように、現行制度が農家の単独相続に不利にしないために導入されたからである。

【相続税額計算の具体例】⁹

被相続人の遺産2億円を妻1億円、長男6,000万円、長女（18歳）4,000万円ずつ相続し、債務・葬式費用500万円は、長男が負担した場合。なお、この他、被相続人が保険料を支払っていた保険契約に係る死亡保険金3,000万円と死亡退職金2,500万円を妻が取得している。

1. 課税価格の合計額の計算

妻 $1 \text{ 億円} + (3,000 \text{ 万円} - 1,500 \text{ 万円}) + (2,500 \text{ 万円} - 1,500 \text{ 万円}) = 1 \text{ 億}2,500 \text{ 万円}$
 長男 $6,000 \text{ 万円} - 500 \text{ 万円} = 5,500 \text{ 万円}$
 長女 $4,000 \text{ 万円}$
 合計 $1 \text{ 億}2,500 \text{ 万円} + 5,500 \text{ 万円} + 4,000 \text{ 万円} = 2 \text{ 億}2,000 \text{ 万円}$

2. 課税遺産額の計算

$2 \text{ 億}2,000 \text{ 万円} - (5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times 3) = 1 \text{ 億}4,000 \text{ 万円}$

3. 相続税の総額の計算

妻 $1 \text{ 億}4,000 \text{ 万円} \times 1/2 = 7,000 \text{ 万円}$
 $7,000 \text{ 万円} \times 30\% - 700 \text{ 万円} = 1,400 \text{ 万円}$ （速算表による）
 長男・長女 $1 \text{ 億}4,000 \text{ 万円} \times 1/2 \times 1/2 = 3,500 \text{ 万円}$
 $3,500 \text{ 万円} \times 20\% - 200 \text{ 万円} = 500 \text{ 万円}$ （速算表による）
 合計 $1,400 \text{ 万円} + 500 \text{ 万円} \times 2 = 2,400 \text{ 万円}$

4. 各人の算出税額の計算

妻 $2,400 \text{ 万円} \times 1 \text{ 億}2,500 \text{ 万円} / 2 \text{ 億}2,000 \text{ 万円} = 1,364 \text{ 万円}$
 長男 $2,400 \text{ 万円} \times 5,500 \text{ 万円} / 2 \text{ 億}2,000 \text{ 万円} = 600 \text{ 万円}$
 長女 $2,400 \text{ 万円} \times 4,000 \text{ 万円} / 2 \text{ 億}2,000 \text{ 万円} = 436 \text{ 万円}$

5. 各人の納付税額の計算

妻 0 （課税価格が1億6,000万円以下であるため、全額が税額控除される）
 長男 600 万円
 長女 $436 \text{ 万円} - 6 \text{ 万円} \times (20 \text{ 歳} - 18 \text{ 歳}) = 424 \text{ 万円}$

（備考）上記の計算において、便宜上、万円単位で端数処理を行っている。

⁹ 新川浩嗣『図説 日本の税制（2009年度版）』財経詳報社、2009年159頁。

(4) 相続時精算課税制度の特徴及び概要

この制度は高齢者の資産を次世代へ円滑に移転させる観点から、消費性向の低い高齢者から消費性向の高い若年層への資産移転を図ることを目的に創設されたが、それ以外の目的¹⁰としては、

①均分相続による被相続人の遺産分割の不行使である。民法（相続法）では、戦後においてもっとも中心的な位置づけをしてきた均分相続であるが、被相続人が遺産分割を意図していたことがあったとしても、各相続人の均分相続という自己主張があり、なかなか被相続人の自己主張が伝わらないこともある。

②遺言書が少ないということである。現在、遺言を作成している人は5%程度で、この比率は相続税の納税義務者とほぼ同じである。この遺言を作成するより、生前贈与による方が合理的であると考えられる。

③家族協議による財産分配の同意が、かなり効果的で友好的である。

等が考えられる。

この制度の特徴は、生前贈与について、贈与を受けた人（受贈者）の選択により、一般の贈与税課税制度に代えて、贈与時に贈与財産に対する贈与税を支払い、その後の相続時にその贈与財産と相続財産を合計した価格を基に計算した相続税額から、既に支払った贈与税を控除することにより相続税・贈与税を通じた納税ができる一体化制度で、2003年1月1日以後の贈与から適用されている。この制度は、贈与財産と相続財産を累計して課税する点に特徴があり、複数年のうちに贈与した財産の合計が2,500万円以下である場合には課税されない。また、贈与財産が2,500万円を超えて贈与税が課税された場合でも、相続時に納める相続税額から控除し、相続税から控除しきれない場合は還付される。

次に、この制度の概要であるが、相続課税を取り巻く環境（経済のストック化の進展・社会保障の充実・高齢化の進展）が大きく変わってきていることから生前贈与の円滑化のために見直され、2003年度の税制改正で創設された。創設当初の2003年は78千人、2004年は84千人、2005年は82千人、2006年は83千人、2007年は89千人、2008年は74千人がこの制度を活用した贈与を行っている。

相続時精算課税制度とは、特定の贈与者からの贈与について相続時精算課税制度を選択し、その贈与者から1年間に贈与を受けた財産（「相続時精算課税適用財産」という）の価格の合計額を基に贈与税額を計算し、将来その贈与者がなくなった時にその相続時精算課税適用財産の価格（贈与時の時価）と相続又は遺贈を受けた財産の価格（相続時の価格）の合計額を基に計算した相続税額から、既に支払ったこの制度に係る贈与税相当額を控除

¹⁰ 平川忠雄『相続時精算課税制度の徹底解説・徹底活用』日本法令、2003年74～77頁。

した金額をもって納付すべき相続税額とする方式である。

相続時精算課税制度による贈与税は、贈与財産の価格の合計額から、複数年にわたり利用できる2,500万円（特別控除額）を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて算出する。また、適用対象となる贈与者は65歳以上の親、受贈者は20歳以上の子である推定相続人（代襲相続人を含む）¹¹とされている。年齢の判定は、贈与者及び受贈者とも、贈与を受ける年の1月1日で行う。

さらに当該贈与の選択は、受贈者である兄弟姉妹がそれぞれ、贈与者である父、母ごとに選択でき、最初の贈与の届出により相続時まで本制度は継続して適用されるが、贈与財産の種類、金額、贈与回数には制限を設けていない。そのため、父からの贈与は相続時精算課税制度による贈与を選択し、母からの贈与は暦年贈与とすることは可能である。また、父母からの贈与をともに相続時精算課税制度による選択をすれば、それぞれ2,500万円、合計5,000万円まで非課税で生前に贈与を受けることができる。

上記以外にも、2010年度税制改正において、その年の1月1日において65歳未満の者（原則として父母）から、自己の居住の用に供する住宅用家屋の新築若しくは取得又は増改築のための金銭の贈与を受けた場合、一定の要件を満たすときは、年齢要件の特例である65歳未満の親からの贈与特例措置は、2011年12月31日まで2年延長となった。

相続時精算課税制度を活用する場合の留意点は、贈与時点では特別控除額以下の贈与では贈与税は課税されないが、相続時には相続財産と過去の贈与財産を加算した金額に対して、相続税が課税されるという点である。また、この制度を一度選択すると生涯継続して適用されるので、暦年課税に係る贈与税の基礎控除額（年110万円）を受けることができなくなる。さらに、暦年贈与であれば被相続人の相続開始前3年を超える贈与については、生前贈与の対象とはならないが、相続時精算課税制度では相続財産に加算される。

ここで、相続時精算課税での実務上の課題である。一つには、贈与時の課税価格がそのまま相続時精算の課税価格に持ち込まれるということである。わが国経済の流れから見たとき、2つのことが考えられる。1つはこのままデフレが進み、さらに何年間かデフレが続くこと。もう1つは思い切ったインフレ政策に急に転じてくることである。仮に、現在5,000万円のもものが将来1,000万円に下がった時、生前贈与ではかなりオーバーな税金を払うことになり、生前贈与財産の前払税金が損となることもあるが、相続時精算であるから、相続財産全体が価格縮小の効果を生じて贈与税が還付され、総額として変わらないことになるケースもある。逆に、生前贈与した1,000万円が5,000万円になってしまうと、生前贈与財産の評価メリットはあっても価格高騰の結果、少なくとも相続時には、相続財産全体

¹¹ 子供が亡くなっている時には20歳以上の孫を含む。

の高騰により相当の追加税金が出てくることもある。

また、民法上との関係からみると、農業相続人である長男に農地の生前贈与した場合、相続が発生したときは贈与税が免除され、相続税課税繰り延べになる。ところが、実際に相続が起きてみると、他の相続人である均分相続権者から遺留分の減殺請求が起きて、いろいろな問題が起きる可能性がある。これは、1975年の農地の相続税・贈与税の納税猶予制度が関係してくる。

以上のように、相続時精算課税制度は画期的な制度であり、どのようにこの制度を利用するかはそれぞれの世帯によって違ってくるため、事前に検討する必要がある。

（5）民法と相続税法の関係

相続税、贈与税の課税原因である「相続」、「遺贈」、「死因贈与」、「贈与」の意義は、相続税法において特別に規定されていない。そこで、「租税法において引用する税法上の用語の概念ないし解釈については、租税法に特別の規定が設けられず、又はこれと反する概念ないし解釈によることにつき合理的な理由が存しない限り、私法上の概念ないし解釈をその本来の意味において理解されるべきである」（田中二郎『租税法』）という考え方から、これらの概念ないし意義は相続の基本である「民法」の関係規定を引用している。なお、相続に関して、被相続人が日本国籍を有していない場合には、法例（1897年6月21日法律第10号）第26条「相続ハ被相続人ノ本國法ニ依ル」の規定により、すべてその被相続人の本國法の定めることとなっている¹²。

相続の意義について、民法第882条は「相続は、人の死亡によって開始する。」と規定し、また第886条には、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りではない。」として相続人に対する財産の包括承継を規定している。

これらの規定から現代における相続とは、「私有財産制度において、自然人の死亡により、その死亡した者（以下「相続人」という）の財産に帰属していた一切の権利義務を、その被相続人の特定範囲の者（配偶者及び血族）が包括的に承継すること」、すなわち、「相続とは財産承継である。」といわれている。

次に、相続が被相続人の財産に属した一切の権利義務の包括的な承継とされる根拠は、(1) 遺産に対する潜在的持分の払戻し、(2) 遺族の生活保障、(3) 一般取引社会の権利の安定、の概ね3つとされている。

相続開始の原因は、自然人である個人の死亡により開始する（民法882条）。死亡のほか

¹² 岩下忠吾『総説 相続税・贈与税』財経詳報社、2010年32頁。

失踪宣告を受けた場合には、失踪宣告を受けた者は死亡したものとみなされる（民法31条）ので、失踪宣告も相続開始の原因となる。なお、山岳遭難、水難、地震その他の事故や事変により確実に死亡したとみられる場合には、死体が確認できないときであっても取調官公署が死亡を認定することができる（戸籍法89条）。これを認定死亡というが、このような場合についても失踪宣告により死亡を確定することができるが、判例では反証がない限り、戸籍簿へ記載された日をもって死亡したものと認めることとされている。

この失踪宣告は、自らの住所を離れてその住所に帰ってくる見込みのない者の生死が7年間不明である場合¹³、又は戦争・天災等の危難に遭遇してその生死が1年間不明である場合¹⁴に、その不明者の配偶者、相続人などの利害関係人の請求により家庭裁判所が行うもので、それぞれの期間が満了した時をもって死亡したとみなす制度である。そして、失踪宣告を受けると死亡したものとみなされるので、その者の相続を巡る財産関係については、死亡による相続と同様となる。

この民法と相続税法との関係は、被相続人の死亡により財産を承継取得した相続人又は遺贈により財産を取得した受遺者は、それぞれその取得した財産について、原則として相続税の納税義務を負うこととなる（相続税法1条の3）。

相続の基本原則として、被相続人と相続人は相続開始の時にもともに生存していなければならないという「同時存在の原則」がある。一方、相続の当事者となる父と子、祖父母と代襲相続人である孫などが飛行機事故や海難事故などの同一危難に遭って死亡した場合には、その死亡の順位によって相続人が変わることがあることから、民法では、数人が同一の危難に遭って死亡したときは、これらの者は同時に死亡したものと推定し、これらの者相互間では相続は開始しないこととしている¹⁵。

相続人の意義とは、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する者をいい、民法によって相続人の範囲と順位が定められている。相続人となるべき者は、被相続人との血族関係に基づいて血族相続人となる者と配偶者関係に基づいて配偶者相続人となる者がある。相続において、胎児は「同時存在の原則」の例外として既に生まれたものとみなすこととされている（民法886条）。この民法と相続税法との関係は、相続開始の時に被相続人に胎児がいる場合、民法では胎児の相続権を保護する趣旨から既に生まれたものとみなすこととなっている。しかし、相続税においては、相続または遺贈により財産を取得した個人に対して相続税を課税することとしており、未だ出生していない胎児に納税義務を求

¹³ 普通失踪という。

¹⁴ 危難失踪という。

¹⁵ 同時死亡の推定という（民法第32条の2）。

めることはできないことから、次のような取扱いが定められている。

- ①胎児が生まれる前における共同相続分の相続分（相基通11の2-3）
- ②胎児がある場合の相続人の数（相基通15-3）
- ③胎児の未成年者控除（相基通19の3-3）
- ④胎児が出生した場合における相続の開始があったことを知った日の意義（相基通27-4）
- ⑤胎児がある場合の申告期限の延長（相基通27-6）
- ⑥更正の請求の特則における「その他の事由により相続人に異動が生じたこと」の意義（相基通32-1）

（6）相続人の範囲とその順位

民法では、相続の開始により、被相続人の財産を承継すべき者の順位を定めており、第1順位の相続人として遺産の蓄積に多大の貢献をし、かつ、被相続人の死亡後遺症によって生活が守られるべき人、つまり配偶者及び子としている。また、血族相続人となる子（代襲相続人¹⁶を含む）がない場合には第2順位の相続人として直系尊属が、直系尊属がない場合には第3順位の相続人として兄弟姉妹（代襲相続人を含む）が相続人となることが定められている。このように相続人には、婚姻関係に基づく配偶者相続人と血族関係（自然血族と法定血族）がある（民法887～890条）。

被相続人の配偶者は常に相続人となり（民法890条）、血族相続人として相続人となるべき者があるときは、配偶者はその血族人と同順位で相続人となる。ただし、配偶者には代襲相続¹⁷は認められていない。なお、配偶者とは、婚姻届を出した法律上の配偶者をいい、内縁関係の者は含まれない。

血族相続人のうち、被相続人の「子」が第1順位となり、被相続人の子が相続人となるので、実子と養子、嫡出子と非嫡出子の区別はなく、また性別、既婚と未婚、戸籍の異同等は相続権に影響はなく、被相続人の子は相続人となることができる。なお、非嫡出子と父との親子関係は、認知によって発生することから任意認知（民法779条）または強制認知（民法787条）により成立する。一方、母との親子関係は、分娩という事実により発生することから特別の手続きを経ることなく成立する。

¹⁶ 代襲相続人の要件は、①被相続人の直系尊属であること、②相続開始時に存在すること、③被代襲者に対しても相続権を失った者でないこと、の3つである。

¹⁷ 代襲相続とは、相続人となるべき者（被代襲者）が相続開始以前に死亡している場合又は相続欠格若しくは廃除により相続権を失っている場合においては、その者の直系卑属（代襲者）がその者と同一順位で相続人になることをいう。

表5 相続人の範囲とその順位

順位	範囲		
常に相続人	妻		
第1順位	子	孫	曾孫
第2順位	祖父母		父母
第3順位	兄弟姉妹		甥・姪

出所：筆者作成

表6 被相続人の子

	嫡出子：非嫡出子	
既婚：未婚	被相続人の子	男：女
	実子：養子	

出所：筆者作成

被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき又は相続欠格事由に該当し若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者（例：養子の子で養子縁組前に出世した子）は、代襲相続人になれない。なお、被相続人の子の代襲者が相続開始以前の死亡、相続欠格又は廃除に該当して、代襲相続権を失った場合には、その者の相続人が相続人（再代襲相続人）となる（民法887条3）。

代襲相続人となる者は、次の要件に該当することが必要である。

- 被相続人の直系卑属であること。
- 相続開始時に存在すること。
- 被代襲者に対しても相続権を失った者でないこと。

次に、被相続人の子及び代襲相続人がいない場合又はその全員が相続放棄をした場合には、第1順位としての相続人がいないことになるので、第2順位として被相続人の「直系尊属」が相続人となる（民法889条1。ただし、親等の近い者が優先して相続人となる）。

最終的に、血族相続人としての第1順位、第2順位の相続人がいない場合又はその全員が相続放棄をして場合には、第3順位として被相続人の兄弟姉妹が相続人となる（民法889条2）。なお、兄弟姉妹には代襲相続が認められており、兄弟姉妹が被相続人の相続開始以前に死亡、相続欠格又は廃除に該当して代襲相続権を失った場合には、その兄弟姉妹の子（被相続人の甥・姪）が代襲相続人になる。この兄弟姉妹の代襲相続は、兄弟姉妹の子に限って認められ、再代襲相続はみとめられない¹⁸。

民法と相続税法との関係では、現行相続税は、相続又は遺贈により財産を取得した者を

¹⁸ 松川正毅『民法 親族・相続』有斐閣アルマ、2004年199頁～200頁。

納税義務者として、その取得財産を課税標準として課税する遺産取得税方式を採用している。この各人の税額の基礎となる相続税の総額は、「法定相続人」をベースとして計算することとされている。この法定相続人は、民法第5編第2章の規定による相続人（相続放棄が遭った場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人）とされている（相続税法19条の3-1）。

したがって、民法と相続税法の解釈が重要になってくるため、現行法のもとで「相続人」は誰であるかということが相続問題の大きなポイントになってくる。

(7) 相続分と寄与分

相続が開始すれば、被相続人に属していた権利義務が一括して相続人に承継される。このことを「包括承継」という（民法896条）。ただし、この包括承継には例外が設けられていて、被相続人の一身に専属したものは承継されない¹⁹（民法896条）。つまり、相続の対象財産は、相続開始時に被相続人に属した権利義務からこのような例外的な財産を除いたものである。このような包括承継に際して、共同相続人が承継すべき権利義務の割合、すなわち、各共同相続人が取得すべき相続財産の総額に対する分数的割合を相続分という。

この相続分は、第1には被相続人又はその委託を受けた第3者の指定により決定（指定相続分）され、その指定がない場合には、民法によって一定の割合が決定（法定相続分）されている。法定相続分は、相続人となった血族相続人と配偶者との組合せで次のとおりになっている（民法900条）。

① 配偶者と子が相続人である場合

- 配偶者の相続分は2分の1、子の相続分は2分の1。
- 子が数人いるときは、全員で2分の1を受け、各人で均分する。ただし、嫡出でない子の相続分は嫡出である子の相続分の2分の1である。

② 配偶者と直系尊属が相続人である場合

- 配偶者の相続分は3分の2、直系尊属の相続分は3分の1である。
- 直系尊属が数人いるときは、各人の間で均分する。

③ 配偶者と兄弟姉妹が相続人である場合

- 配偶者の相続分は4分の3、兄弟姉妹の相続分は4分の1である。
- 兄弟姉妹が数人いるときは、各人の間で均分する。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹（半血兄弟姉妹）の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹（全血兄弟姉妹）の2分の1とされる。

¹⁹ 一身専属権という。

表7 相続分

1 遺言による相続分	指定相続分（民法902条）
2 法律による相続分	法定相続分（民法900条） 代襲相続分（民法901条） 特別受益者相続分（民法903条） 寄与分（民法904条2）

出所：筆者作成

寄与分制度は、被相続人の遺産の維持・増加に特別の財産的寄与をした相続人に対する配慮と、併せて遺産の分割に当たり特別受益者相続分との表裏関係から相続人間の実質的公平を図るために設けられたものである。

寄与分の意義は、被相続人の家業である農業や自営業に従事し、又は所得を被相続人の家計のために出捐する等してその遺産の維持・増加に財産的に特別の貢献をした相続人の寄与をいう（民法904条の2）。また、寄与分は相続人にのみ認められるものであり、その適用は民法904条の2に「共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加につき特別の寄与した者があるときは」と規定され、夫婦間の協力扶助・義務の履行又は親子間の通常の扶養義務履行ないし孝養の範囲内の行為は含まず、これらの範囲を超える特別の寄与があった場合（例：農業で被相続人と同居して農業経営に従事し、農地の維持に寄与した長男が相当の対価を得ていない場合等）に適用することとされている。

民法と相続税法との関係では、寄与相続人がいる場合において、寄与分としての財産は遺産分割の協議により確定するものであることから、相続により取得した財産となる。また、寄与相続人がいる場合において、寄与分としての財産が共同相続人間の協議により確定しないときは、相続の課税に当たって遺産は未分割財産となるので、寄与分は課税価格の計算において考慮されない。したがって、未分割遺産の分割計算には寄与分を適用しない（相続税法55条カッコ書）。

以上、寄与者は相続人であることを前提としている為、愛人・内妻・子の配偶者（嫁）はいくら寄与行為を行っても、寄与分は認められないので、契約法のレベルでの解決を図る方法等も検討することが必要になってくる。

4. 相続財産の評価

(1) 評価の目的と時価の意義

相続税法上、相続税の納税義務者は相続又は遺贈によって財産を取得した個人であり、

その課税対象は当該取得財産である。その取得財産の価格は、当該財産の取得時における時価により評価する（相続税法22条）が、時価の意義、算定方法については決定されず、現実の評価実務は財産基本通達の定めるところによっている。相続税法22条において、財産評価は時価よるとされているが、その時価の意味内容は明確ではなく、具体的な評価方法は財産基本通達の定めるところとなっている。しかし、その基準の明確性、安全性、合理性に関し、種々の議論や批判がある。たとえば、

- ①財産基本通達による評価は、時価を適切に反映した評価といえるのか
- ②土地の取引価格と評価額との差額などを利用した納税者の租税負担軽減行為を理由に、時価の意味内容は変わるのか
- ③財産の利用状況や形態（事業における当該財産の利用形態など）は、時価の概念とどのような関係に立つのか

などが考えられる²⁰。

表8 土地の時価

種 類	内 容	目 的
実勢価格	実際の市場で取引される実勢価格	一般的な市場での売買に使用
地価公示価格	国土交通省の土地鑑定委員会が、毎年3月下旬に公示する価格 実勢価格の約9割程度	公共事業の用地買収や土地取引の指標
路線価	国税庁が毎年8月頃発表する価格 地価公示価格の約8割程度	相続税・贈与税・地価税を算定する基準
固定資産税評価額	地方自治体により3年毎に見直し 地価公示価格の約7割程度	固定資産税・都市計画税等の算定に利用
基準地価	都道府県が毎年7月1日現在で調べる基準値の価格	公共事業の用地買収や土地取引の指標

出所：筆者作成

財産の評価は、相続税及び贈与税においては、相続、遺贈、又は贈与によって取得した財産の価格の合計額が課税価格となるが、いずれも資産の無償移転に課税するものであるから、その財産の評価が税負担の軽重に直結する重要な問題となる。

財産評価は、相続税法に特別の定めのあるものを除くほかは、課税時期における「時価」とされている。特別に評価方法が定められているのは、地上権、永小作権、定期金に関する権利など数種の財産であり、他の大部分の財産については、国税庁が定めた「財産評価基本通達」において、評価方法に関する原則や各種の評価単位ごとの評価方法が具体的に定め、その取扱いを統一し、課税の公平を期すとともにそれを公表することにより、申告

²⁰ 笹岡宏保『具体事例による財産評価の実務－相続税・贈与税』清文社、2003年65頁。

時における納税者の便宜に供している。

評価通達では、「時価とは、課税時期において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価格」をいうものとされている。

主な財産の評価方法の概要は省略するが、相続税の課税上、小規模宅地等については、評価額から特定事業用宅地等（400㎡以下）及び特定居住用宅地等（240㎡）で80%、それ以外の事業用または居住用の小規模宅地等（200㎡以下）で50%が、それぞれ控除されるという課税の特例が設けられている。

相続財産の価格は、当該財産の取得時の時価によって評価するのが原則であるが、問題は、近年の資産価値下落の中での評価のあり方である。相続開始時と相続税納付時との極端な資産価値の下落に対しては、再検討する必要がある。

(2) 評価と課税の関係

純粋な遺産取得税方式の体系においては、相続税の総額は、各相続人または受遺者ごとに相続または遺贈によって取得した財産価格に税率を適用して算出すべきである。しかし、わが国の相続税制度は民法所定の各相続人が民法所定の相続分に応じて被相続人の財産を相続した、と仮定した場合の相続税総額を計算し、それを得た財産の価格に応じて按分することとしている²¹。したがって、相続税総額では、遺産がどのように分割されてもほぼ等しいことになる。

この制度は、1958年の改正で採用されたものであるが、第一に、相続税の負担を減少させるために実際の遺産分割を隠蔽して均分相続を行ったように仮装する傾向があり、それを防止することが実際問題として困難であるため、隠蔽や仮装をなくすことを目的としている。第二に、農村などでは、1人の子供が遺産の大部分を相続する場合に税負担が過重になりすぎるのを防ぐことも目的としている。

次に、贈与税の課税については、納税義務者が1暦年間の贈与によって取得した財産価格の合計額である。最近の事例では、負担付贈与が行われるケースが多いが、その場合の課税価格は、贈与を受けた通常の財産価格から負担金額を控除した残額である²²。課税価

²¹ 累進税率のもとでは、法定相続人数が多いほど相続税総額が少なくなる。そのため、相続税回避を目的として、近親者（子供の配偶者や孫）を養子とする例が多発したため、個別的否認規定が設けられたので、税負担を不当に減少させる目的の養子と認められる場合には、法定相続人の数に含めないこととなっている。なお、民法上の特別養子または配偶者の連れ子養子等は実子相続人と同様に扱われる。

²² 金子宏『租税法（第9版）』弘文堂、2003年。なお、受贈財産に抵当権が設定されていても、受贈者が債務を引き受けない限り、負担付贈与とはいえない、ただし、その財産の評価の問題は残る。

格からは、基礎控除と配偶者控除を行うが、配偶者控除は、婚姻期間が20年以上である者が、配偶者から居住用不動産またはその取得に充てるべき金銭の贈与を受けた場合に認められるものである²³。

(3) 事業承継税制と農地の納税猶予制度

事業を承継する上で、相続税が課税されるケースは多々あり、超資産家の場合であれば問題も少ないが、農業経営者や中小企業経営者の場合は容易に承継できないことがある。

ここでは、農地の納税猶予制度について、創設の背景と内容についてみることにする。都市近郊農地は、将来宅地として処分した場合において得られるであろう潜在的な宅地期待益を反映して相当高額の価格で売買されており、農業経営を前提としたときには到底成立しない価格水準となっている。この価格水準をベースとして、農地の相続税評価額が決定されている。そこで、将来にわたって永続的に農業経営を行う農業者について、その農地が恒久的に農業の用に供する農地の場合は、農業経営を継続していくことにより獲得する収益還元価格に対応する相続税の負担を求める一方、潜在的な宅地期待益に対応する相続税を納税猶予し、農業経営に係る事業承継に資するために納税猶予制度が設けられたのである²⁴。

次に、農地の納税猶予制度とは、以下の通りである。農業相続人が農地を相続によって取得し、農業を継続する場合には、一定の条件の下に、その農地に係る相続税額のうち、農業投資価格²⁵を課税価格とみなして計算した税額を超える部分について納税が猶予される。猶予された税額は、その後、次の①～③のいずれかに該当することとなった日に納税が免除される。

- ① 農業相続人が死亡した場合。
- ② 申告期限後20年間農業を継続した場合。
- ③ 農地の全部を農業経営者に一括生前贈与し、その贈与税について納税猶予の特例を受ける場合。

以上のように、農業相続人が納税猶予の適用を受けようと考えている場合には、遺産分割協議が相続税の申告期限までに整うことが不可欠であり、かつ、将来においても宅地転用など農業経営を廃止した場合には、猶予されている相続税及び利子税を納付しなければならないので、事前に十分な検討が必要になる。

²³ 2,000万円までの控除は認められる。

²⁴ 岩下忠吾『総説 相続税・贈与税』財経詳報社、2010年。

²⁵ 都市近郊農地について、将来宅地として売却した場合において得られるであろう潜在的な宅地期待益を除いた価格であり、農業経営を継続する場合における獲得できる収益に基づく価格である。

(4) 小規模宅地等の特例

被相続人からの相続又は遺贈により取得した財産（宅地等）の中には、当該財産を承継した相続人等の生活基盤となるべきものでその処分に相当の制約や困難を伴うものがあると想定される。一方、宅地等の評価額がいわゆるバブル期の地価高騰ともなって相当高額で評価されることとなり、このような宅地等については、当該評価水準による評価により相続税額を算出することは納税資金の欠如等の問題を生じさせる原因にもなる。

そこで、被相続人の相続財産である一定の宅地等については、その処分の制約性を斟酌配慮して一定の評価減をして相続税の課税価格に算入するという規定（措置法69条の4）が設けられている。相続税には、被相続人が相続開始の直前に事業用や居住用に使用していた宅地等のうち、一定の条件の下で、税額の軽減を図ることができる制度であり、小規模宅地の特例という。また、本特例の適用対象者は、個人で相続または遺贈により取得した財産のうち一定の要件を満たす特例の宅地等を取得した者に限られる（措置法69条4①）。（なお、本特例の適用有無の判定について、その者が相続人であるか否かは問われない）。

この特例適用の前提として、相続開始の直前において、被相続人等の事業の用、又は居住の用に居されていた宅地は、相続人等の生活基盤維持のために不可欠であること、特に事業用宅地については、雇人・取引先等事業者以外の多くの者の社会的基盤にもなり、事業を継続させる必要性が高いなどから、その処分について相当の制約を受けるであろうことを配慮し、相続税の課税価格の計算上減額を認めるものである²⁶。

4. おわりに

以上、今回の研究は「相続税改革の重要性」のパート1として、わが国の相続税の現状と主な問題点を見てきたが、税制改正の流れの中で、時間をかけて制定した民法、欧米の制度を参考にしつつ日本の土壌で生まれた相続税法は、デメリットはあるものの、時代の要請を背景に、家を基盤とした社会構成、社会秩序、ひいては社会のバイタリティーに作用するものであった。そこで、21世紀初頭の相続税改革は、「資産をできるだけ多くの家族に残してやりたい」という被相続人の基本的な欲求をベースに検討した。

まず、検討されるべきは、わが国独自の課税方式である法定相続分課税方式である。これを改善するために、現行の「法定相続分課税方式」から「遺産税方式と遺産取得税方式」の2段構造に変更し、相続税と贈与税の統合を中・長期間（10～20年）行い、基礎控除額

²⁶ 三木義一『相続・贈与と税』一粒社、2000年180～181頁。

（上限設定・金額選択制）を一定額に定める。

次に、相続税の財産評価についても、現行制度には多くの問題点が含まれているため、再検討すべきである。相続財産の評価は、当該財産の取得時の時価によって評価するのが原則であるが、資産価値の下落と評価との関係が問題となる。また、財産評価を統一するのは、租税の性格に応じた調整が必要であるから、公的評価機関を一元化し、統一された手法で財産評価を行う。いわゆる評価の一元化である。

以上のように、相続税の課税方式や財産評価等の改革は、相続税法が時代の要請を背景に改革されていることから、今後も時代の要請により、引き続きそれぞれの制度を検証しながら見直すことは、相続税法の本旨を充足することになるのではないだろうか。

今回は、今回の研究により、パート2として『相続税改革の重要性と今後のあり方』について、具体的な改善策を提言する予定である。

参考文献

- 佐藤進・宮島洋『戦後税制史（増補2版）』税務経理協会、1983。
小野塚久枝『21世紀における相続税改革』税務経理協会、2003年。
平川忠雄『相続時精算課税制度の徹底解説・徹底活用』日本法令、2003年。
塩崎潤『財政学1巻、2巻』有斐閣、1973年。
加藤寛『わが国税制の現状と課題』大蔵財務協会、2000年。
加藤寛『わが国税制の現状と課題』大蔵財務協会、2002年。
三木義一『日本の税金』岩波書店、2003年。
岩下忠吾『総説 相続税・贈与税（第3版）』財經詳報社、2010年。
松川正毅『民法 親族・相続』有斐閣アルマ、2004年。
笹岡宏保『具体事例による財産評価の実務－相続税・贈与税』清文社、2003年。
佐々木秀一『相続・贈与税の知識』日本経済新聞社、2004年。
金子宏『租税法（第9版）』弘文堂、2003年。
三木義一『相続・贈与と税』一粒社、2000年。
三木義一『受益者負担制度の法的研究』信山社、1995年。
田中治『相続税制の再検討』法律文化社、2003年。
山本和義『タイムリミットで考える 相続税対策実践ハンドブック』清文社、2010年。
大蔵省財政史室・前掲注（2）『昭和財政史』東洋経済新報社、441頁。
神川和久「シャープ勧告の再考」『税大ジャーナル』9、2008.10。
『国税庁長官官房企画課』税務統計（相続税・贈与税関係）、2011年分。